

新たな学習拠点整備基本構想（素案）の概要

新たな学習拠点整備の必要性

実践的な学習活動支援の必要性

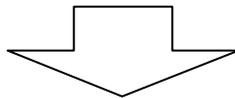
生涯学習においては、新しい社会を創造するための実践行動と結びついた学習の重要度が増している。また、県民の学習ニーズは高度化・多様化していくとともに、学ぶだけでなく学んだ成果を地域や職場に生かしたいという傾向が強まっている。

学びを通して、今日の錯綜した課題の解決に生かすことができる、より実践的な学習活動を支援していく必要がある。

時代に対応した図書館機能

本格的な生涯学習社会の到来や、世界に急速に広がる高度情報通信ネットワーク社会の進展により、図書館の貸し出しや子どもの読書サービスを中心としてきたこれまでの活動は、大きな転換点を迎えている。

県立図書館に対しても、「資料ストック」「閲覧サービス」「地域支援」等のこれまでのサービスに加え、「ビジネス支援」など、新たな社会の要求に応えていくことが求められている。



高度情報通信ネットワーク社会に対応し、効率的、効果的に様々な学習活動を支援するとともに、甲府中心市街地に賑わいを創出し、地域の活力を増進できるよう、県立図書館と生涯学習推進センターを一体化した集客・交流機能を有する新しいタイプの学習拠点の整備が必要。

整備の場所は、

公共交通機関等の利便性が高く、子どもから高齢者まで多くの県民が利用しやすいこと

新たな学習拠点は地域の活力を増進する役割を担う施設となること

大学や教育文化施設などとの地理的な連携が容易であること

新たに用地を取得せずに、施設整備に必要な面積が確保できること

などの条件を満たし、甲府市の中心市街地活性化の一翼を担う「シビックコア地区整備計画」との整合を図ることができる甲府駅北口県有地とする。

新たな学習拠点のあり方

知の創造的編集の広場 (ナレッジ・スクエア やまなし)

新たな学習拠点は、

県民一人ひとりの好奇心や向上心に基づく行動や学習活動を総合的に支援する拠点として、生涯学習社会や高度情報通信ネットワーク社会にふさわしい『知の創造的編集』の場として整備する。

人や情報が循環 / 流通することで、常に新鮮な情報や人が行き交い、新たな知が発祥する活力ある場を創出する。

施設では、県民自らが

『学ぶことを通して、地域や社会のさまざまな課題解決ができる能力を養い、個々人が創造性を発揮し、未来に向かって躍進できるよう支援を行う』ことを目指す。

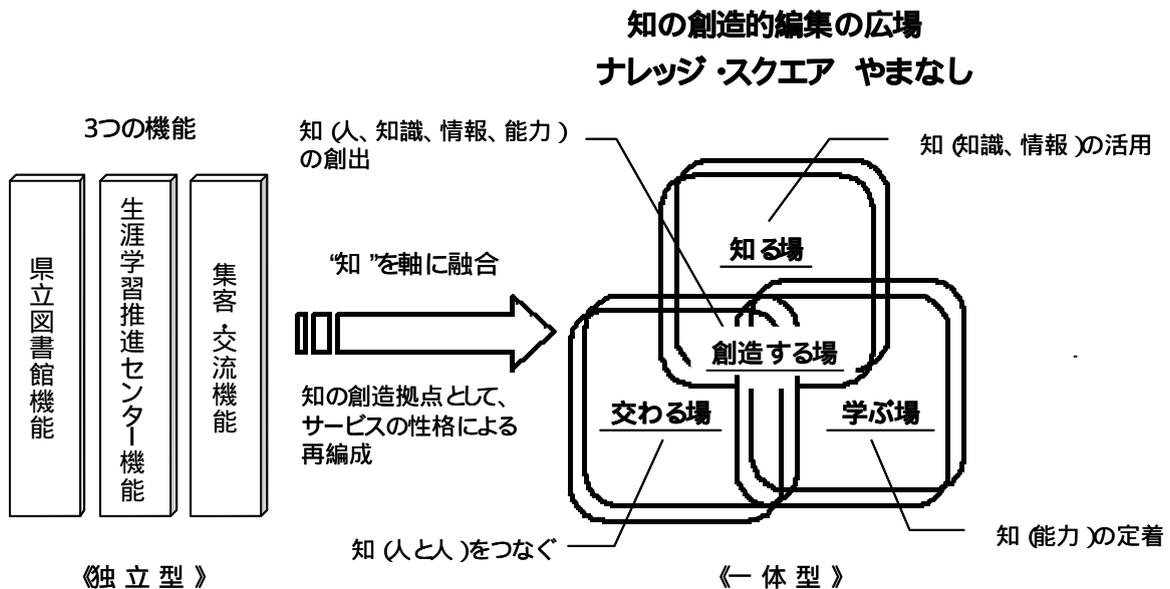
そのため、これまでの『集積する知』を扱う教養型サービスの提供から

『実践のための知』を扱う課題解決型サービスの提供を行う知の創造拠点として施設を位置づける。

こうした活動を社会情勢の変化に対応しながら継続することにより

『知を醸成し、未来に向かって躍進する山梨人^{やまなしびと}を創る』

ことを施設の使命とする。



新たな学習拠点の提供サービス

市町村立図書館など、関連施設との役割分担を踏まえ、社会情勢の変化に対応した質が高く、県民にとって有効なサービスを提供し続けるものとする。

そのため、サービスの提供に当たっては、達成目標と結果の評価を繰り返し行い、効率性と提供サービスの中止を含めた継続改善に努めるものとする。

知の創出」機能では、

個人の好奇心、向上心に基づく行動や活動の成果を実践する場を提供することにより、新たに実践的な活動を創出するための支援を行う。

ビジネス支援、社会状況に即応した情報提供など、課題解決型サービスの提供
多様なニーズに直接・間接的に応えるため、さまざまな外部機関との連携
情報の総合案内人やファシリテーターなど、専門スタッフの育成・配置
学習の成果を「実践する場」の提供 など

知の活用」機能では、

情報のストックとフローを担保する本県の知財センターとして、県民が知識や情報を共通の財産として活用することができる場を提供する。

レファレンスサービス等による課題解決の支援
各種(商用)データベースや検索システムなどの電子情報サービスの提供
大学図書館、市町村立図書館等とのネットワーク化による図書館コンソーシアムの運営
専門書など特色ある資料の提供 など

知の定着」機能では、

大学、研究機関、民間企業など、さまざまな外部機関と連携し、職業能力の向上、課題解決能力の向上など、個々人がより豊かに生活するための実践的な学習活動を支援する。

実践的知識や技能の向上などを図るリカレン教育の実施
県内学習情報・講師人材提供システムの運営
県内大学等のコンソーシアムの配置
ネットワーク利用が可能なセミナー室の提供 など

知をつなぐ」機能では、

身近な情報ステーションや体験施設など、多様な集客・交流施設の融合により、さまざまなニーズをもつ人々が集まり、交流し、刺激し合う場を提供する。

研究者と県民、研究者同士等をつなぐ場(機会)の提供
活動や学習の成果等を「発表する場」の提供
交流スペースの提供
販わい創出スペースの提供 など

新たな学習拠点の整備方針

新たな学習拠点は、県民の利便性、関連施設との連携の容易さなどから、甲府駅北口県有地に整備する。

また、全ての県民に対して総合的に学習活動を支援する役割を担うことから、『公の施設』として整備し、その機能を補完、向上する施設を合わせて整備する。

加えて、甲府駅北口地区に賑わいを創出する観点から、可能な限り公の施設に『付帯する施設』として、民間事業者による収益施設の整備を促進するものとする。

施設整備にあたっては、

本県における『知の創造的編集の広場』を具現化したデザインを目指すものとし、県民が新しい時代に対応し自らを高めるために行う知的活動の向上を追求し続けるイメージを生み出す施設とする。

施設の構成 規模

《公の施設》

学習拠点機能		サービス提供に必要な場
知の創出	学習成果実践空間	・研究機関・大学コンソーシアム支援スペース ・大学等のサテライトスペース ・起業化支援スペース、アンテナショップ等
知の活用	情報集積空間	・資料の収蔵スペース（図書約86万冊ほか電子情報、映像情報など多様な情報が収蔵可能）
	情報閲覧空間	・資料の閲覧、調査研究スペース
知の定着	学習活動支援空間	・多様な学習に対応するセミナースペース （100名対応、50名対応、30名対応、10名対応など）
知をつなぐ	交流空間	・ホール（500席程度） ・ギャラリー兼ミーティングスペース ・県民の知的活動を補完・向上する施設 今後の検討で具体化 （例）カフェ、レストラン、書籍・文具専門店、電子機器貸出（レンタル）、映像工房・音楽工房（スタジオ）など
その他	共用部分	・事務機能、エントランス、廊下、昇降施設、機械室等
	駐車場	・周辺の駐車場の利用に配慮した駐車スペース（100台程度）

《民間事業者が整備する附帯施設》

学習拠点機能		サービス提供に必要な場
知をつなぐ	賑わい創出空間	民間事業者の提案による賑わいを創出する施設(教育文化施設にそぐわない施設は除く) 建設予定地の整備可能面積から公の施設規模を減じた面積が限度、今後の検討で具体化

これらの施設機能を満たし、新たな学習拠点が目指している事業目的を達成するためには、施設全体(公の施設)で、おおよそ17,000㎡程度の延べ床面積が必要となる。

なお、民間事業者が整備する附帯施設の規模は、建設予定地での整備可能面積から公の施設規模を減じた面積が限度となる。

施設整備の手法

設計・建設・維持管理・運営を一括して発注する方式であり、民間事業者に行政財産(土地)の貸付けが可能であるPF事業とする。

PF事業により

運営や維持管理を行う事業者の考え方を設計に反映させることによる施設や設備の無駄な部分の排除

運営開始後のランニングコストを考慮した設計を行うことによる維持管理費の削減

建物の長年にわたる性能維持のための適切なマネジメントによる、従来手法に見られるような将来のリスクに備えるための過剰仕様の回避

使い勝手のよい建物や設備を用いることによる運営の効率化

民間事業者が整備する附帯施設との合築による街の賑わいの創出

などの効果が期待できる。

新たな学習拠点の運営方針

施設の運営には、
限られた行政財産の効率的な運用を行い、
事業全体のコスト縮減と県民向けサービスの水準向上を図る観点から、
可能な限り 民間活力の導入を進めていくこととする。

学習拠点の中核業務は、

直営 / 地方独立行政法人 あるいは 指定管理者が行うこととする。

対応する主な業務は、

学習拠点の目標、運営方針等の作成業務
研究機関、大学コンソーシアム等の連携・協力業務
レファレンスサービス、市町村立図書館の支援等
公共性の高い学習プログラム（講座、情報等）の作成業務
展示物の選定、受け入れ決定 など

いずれの運営主体とするかについては、

- ・ 本県職員のみにも帰属するノウハウ等は事業運営において、どの程度重要であるか
- ・ 本県職員のノウハウ等は公務員以外に開示あるいは移転が可能であるか
- ・ 中長期的にみた施策変更の可能性はどの程度か
- ・ 受け手となる民間事業者や団体は存在するか

等を総合的に勘案して決定する。

学習拠点の中核業務以外の運營業務は、

施設の設計・建設・維持管理業務と合わせ、PF事業者が行うこととする。

対応する主な業務は、

施設の設計・建設業務
施設の維持管理業務
学習成果実践空間、交流空間の施設運營業務
情報集積・閲覧空間の業務のうち、図書・資料等の配架・貸出、案内等の
フロアサービス、有料情報サービスの提供等
学習活動支援空間の業務のうち、学習プログラム（講座、情報等）の実施 など

PF事業者に委託する運營業務の詳細については、民間のノウハウを有効かつ長期に活用することができる業務であるか等の観点から検討して、決定する。